

”きずな”深まる自治条例 をめざして

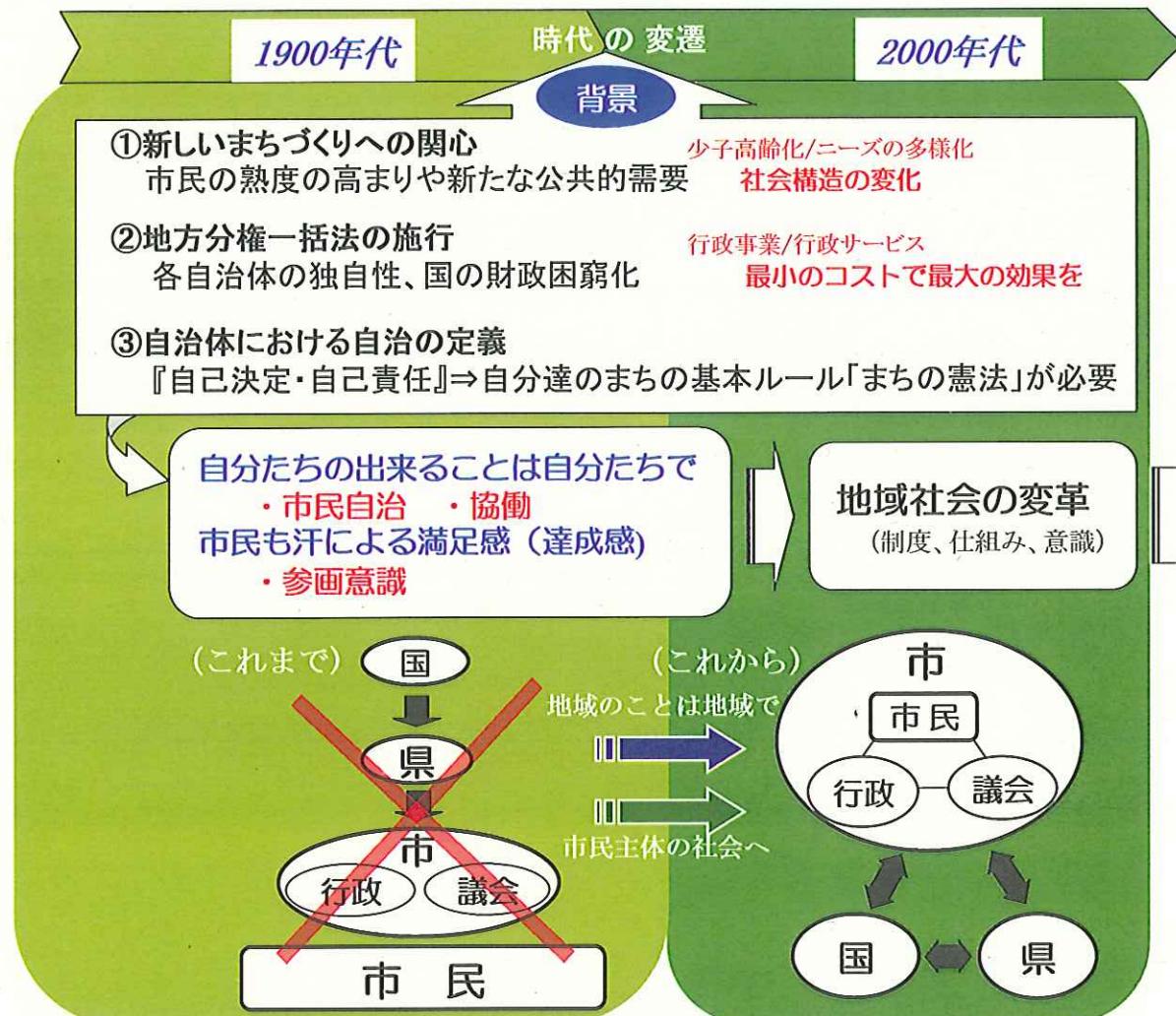
市民との
意見交換会
資料

- 鹿沼市自治基本条例(骨子案) -

自治基本条例とは

- ◎自治基本条例とはどんなんこと。
- ◎今なぜ、自治基本条例なの？

時代の変遷と共に、社会が、住民の意識が、変化してきました。



自治
基
本
条
例

自治基本条例とは

◎自治基本条例でどう変わるの？

●市民主体のまちづくりに変革してゆきます。

(漢方薬のように時間をかけて効いてゆきます)

- ・行政依存型 ⇒ 行政との協働(参画・行動)型に
- ・市民の自主的活動を尊重し、市民の力が発揮できる
行政側のサポート体制が整う

●市民のより安全・安心・幸福の願いが叶い

市政が更に発展してゆきます。

- ・まちづくりの将来像が描け、基本方針が安定的なものになる
- ・市政に関心を持ち、能動的市民が誕生してゆく

◎鹿沼市自治基本条例の策定経過



- 公募市民による手づくり条例をめざしています。
(「鹿沼市自治基本条例を考える会」)

- 市民の声を反映した条例づくりをめざしています。
(市民との意見交換会、フォーラム、ケーブルテレビ放映等)

◎条例の目的は

市民自治によるまちづくりの推進をめざしています。

◎条例の基本理念は

市民は、市と議会と協働のまちづくりを進めます。

市及び議会は、市民自治を尊重した運営を行ないます。

◎条例の構成は

シンプルに構成しています。

より理解を深めるために

●鹿沼市自治基本条例づくりの目的

●地域主権の自治を進めるため⇒そのルールを定める＝鹿沼市自治基本条例
(内容は)

- ・自分たちのまちづくりは、自分たちで決めるためのルール
- ・まさに市民が主体となって自治を進めるためのルール
- ・まちづくりを考え、政策を考える時に照らすためのルール
(効果は)
- ・市のまちづくりの体質強化、人がかわっても基本方針は普遍
- ・市政運営がわかりやすくなる
- ・国の法律、県の条例・規則に対する「基準」になる

●理念条例として

●基本的な考え方を定めた条例としています。

●条例の基本理念

- ・市民は、市と議会と協働のまちづくりを進めることを基本とし、個人や地域の人々の幸せを求めるため、市民自治を基本とします。
- ・市及び議会は、市民自治を尊重し市民とともに歩む市政運営、議会活動を進めることを基本とします。

●条例の構成

●できるだけシンプル且つポイントを絞って構成しました。

前文

第1章

総則（第1条-第3条）

第2章

市民自治と協働（第4条-第6条）

第3章

議会と行政（第7条-第9条）

第4章

情報の共有（第10条）

第5章

住民投票（第11条）

(前文)

わたしは、このまちが好きです。おばちゃんも好きだよ。でも、もっと住みやすいまちになるといいね。

鹿沼市は、首都圏に隣接し、その地理的優位性とともに、前日光県立自然公園を背景とする豊かな自然を有しています。

地方分権改革によって、国と地方自治体の関係は、上下、主従の関係から対等、協力の関係と変わりました。地方分権をさらに推進するため、市は、情報の公開と提供を積極的に進め透明性を高めるとともに、市民が市政に参加できる仕組みを充実させることが大切です。また、市民は、自分達の出来ることは自らの手で解決するという市民自治の精神に従い、行政、議会とも連携、協力し、"きずな"を深めながら、住みやすい夢のある鹿沼のまちづくりをする必要があります。

市は、更なる市民の幸せを願って、市民自治の基本的な理念を定めた「鹿沼市自治基本条例」をここに制定します。

第1章：総則

◎目的 (第1条)

条例の内容や、目的を明らかにしています。

◎定義 (第2条)

条例で用いている重要な用語を定義解釈を一つにしています。

◎基本理念 (第3条)

市民が自治の主体であり、市や議会と協働してまちづくりを行なう基本的な考え方を明らかにしています。

より理解を深めるために

●最高規範

鹿沼市の各条例の考え方の基本となるもので、市の憲法的なものです。まちづくりをはじめ、市政運営には、照らし合わせ遵守するものです。(各条例との関係は、右図のようになります)

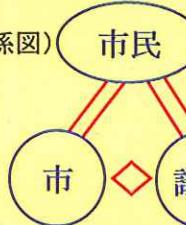
●市民自治

市民が主体となって進める自治をいいます。『自治』とは、個人や地域の人々の幸せを求め、そこに住んでいる人達が自分達の出来る事は自らの手で解決することです。

●協働のまちづくり

市民・市・議会それぞれが互いの立場を理解し、対等な関係でまちづくりのため連携協力することです。

(協働の関係図)



— ;連携、協力の関係
 ◇ ;監視、評価、提言

●市とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長等の執行機関をいいます。

自治基本条例



(目的)

- 第1条 ・この条例は、鹿沼市における最高規範であり、自治の基本理念を明らかにし、市民一人一人が幸せになるため市民自治による協働のまちづくりの推進を目的とします。

(定義)

- 第2条 ・この条例において、用語の意義は次のとおりとします。
 (1) 市民 居住している人と市内で活動する人（通勤・通学者）をいいます。
 (2) 市民等 市民と市内で活動する団体（NPO, 事業者等）をいいます。
 (3) 協働 それぞれが互いの立場を理解し、対等な関係で共通の目的のために連携・協力して活動することをいいます。
 (4) まちづくり 地域にある課題を解決して市民が安心して暮らせるまち、幸せを実感できるまちをつくることをいいます。
 (5) コミュニティ 地域住民相互の連帯意識による人ととのつながりをいいます。

(基本理念)

- 第3条 ・市民が自治の主体であり、主権は市民にあります。そのうえで、市民は、市と議会と協働のまちづくりを進めることを基本とします。
・個人や地域の人々の幸せを求めるため、住んでいる人達が自分達の出来る事は自らの手で解決する市民自治を基本理念とします。
・市及び議会は、市民自治を尊重し市民とともに歩む行政運営・議会活動を進めます。

第2章：市民自治と協働

◎市民の役割 (第4条)

自治の担い手である市民。
まちづくりに参画できることを定めています。(但し、強制はされません)

◎協働 (第5条)

市民は、住みよい地域社会の実現に向け、協働してまちづくりを進めるることを定めています。

◎子どもの参加 (第6条)

次世代を担う子どもたちに、まちづくりへの参加とその意見を反映させることを定めています。

(子どもとは20歳未満を指します)

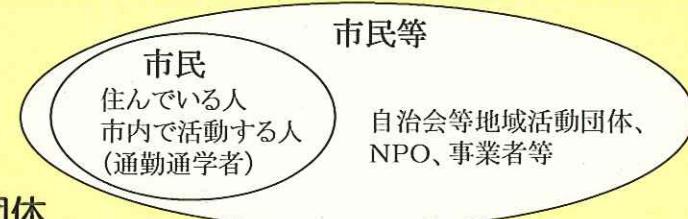
より理解を深めるために

●市民の権利

- ・市政運営や議会運営に関する情報を知ることができます。
(情報を知る権利)
- ・まちづくりや地域活性化などの市政に参加することができます。
(市民参画の権利)
- ・地域コミュニティや自治会、NPO団体等の市民と市民の協働や市民と議会、市民と市政との協働事業を行なうことができます。
(協働する権利)

●市民の範囲

- ・協働してまちづくりを進めるうえで、市民の範囲は下図の様に考えます。



●コミュニティ団体

(地域活動団体) 地域コミュニティでは、市民の皆さんが集う様々な団体が活動しています。その中で、代表的なものが自治会です。他にも沢山の地域活動団体があります。自治会、老人会、PTA、市子連、婦人防火クラブ、地区コミュニティ推進協議会(自治会協議会+各種団体)等々

- ・自治会などのコミュニティ団体は、地域の住民が住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体の様々な課題を協働して解決していく場です。住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものであり、市民はその責任として、これを守り育てるものとします。

●人づくり

- ・地域の課題などを考えさせる仕組み・ルールや、きっかけづくりが必要であり、そのことが自治を担う「人づくり」につながります。また、市民と市(行政)は、魅力ある地域にするための「人づくり」と人材活用に努めることが重要です。

(市民の役割)

第4条 協働 (市民は、まちづくりの主体として市民自治と協働によるまちづくりに努めるとともに、行政が行なうまちづくりに参画することができます。)

第5条 (市民は、誰もが住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体の様々な課題を協働して解決していくことに努めます。)

第6条 (市は、市民と市民、市民と行政、市民と議会が連携・協力できるしくみづくりや、環境づくりを積極的に進めます。)

(子どもの参加)

第6条 (市民と市は、次世代を担う子どもたちを私たちの大切な宝として育て、地域社会の一員としてまちづくりへの参加機会をつくり、子どもたちの意見を反映させます。)

◎議会の役割 (第7条)

市民自治を尊重し、市民の声を反映した政策提言や情報公開を定めています。

◎市の役割 (第8条)

市民ニーズの把握と反映、公正且つ誠実に市政運営し、市民との協働のまちづくりを定めています。

◎市政運営 (第9条)

『自治基本条例』に則した市政運営を定めています。

●議会基本条例

- ・議会の役割等を定めたもので、現在策定中です

●市の役割

- ・市は、公平な立場で、効率よく仕事をする必要があります。
- ・また、市民が、自分たちで地域の問題を解決できるようなしくみを作っていく必要があります。

●市長の役割

- ・市長は、市のリーダーとして、自分の考えを示して、市民の皆さんとの声を良く聞いて、まちづくりを進める必要があります。

●市職員の役割

- ・市の職員は、自分たちの役割をよく理解して、市民の目線で仕事をする必要があります。
- ・職員も地域の一員として地域活動に参加する必要があります。

●自治基本条例の尊重

- ・市は、自治基本条例をよく理解して、内容に基づいて仕事をする必要があります。

●市民参画のしくみ

- ・例えば、市民提案制度や市民活動支援制度などが必要です。
- ・各分野で活躍するNPOや自治会等の地域活動団体が行う、地域の課題を解決するための活動を支援する必要があります。

(議会の役割)

第7条 ① 議会は、選挙によって市民の信託を受けた意思決定機関として、議会基本条例を遵守するとともに市民自治を尊重し、常に市民の声を反映した政策提言と立案を行なうものとします。

② 議会は、説明責任と情報公開の徹底を図り、市民参加の機会の確保としくみづくりに努めます。

(市の役割)

第8条 ① 市は、市民自治の役割に基づき、協働のまちづくりを推進するとともに公平・公共性を重んじ効率、効果的な市政運営を行なうものとします。

② 市長は、リーダーシップを發揮し、自らの方針を明確に示し、広く市民の声を反映し市政にあたります。

③ 職員は市の役割と責任を理解して、市民の立場で職務を遂行するものとします。

(市政運営)

第9条 ① 市政運営にあたっては、『自治基本条例』を尊重し、則した運営を行なうものとします。

② 市は、市民が市政運営に参画できるしくみづくりを行なうものとします。

③ 市は、総合計画を策定する場合は、基本理念に基づいて広く市民の参加を得て議会の承認を得るものとします。

④ 市は、総合計画を踏まえ、財政事情を考慮して予算を編成し、最小の経費で最大の効果をあげるものとします。

⑤ 市は、市民の公平公正性を確保し、行政の手続きを簡素で且つ適宜に行なうものとします。

⑥ 市は、市民参加を得て行政評価を行ない、公表し市の計画や予算に反映させるものとします。

第4章：情報の共有、第5章：住民投票

より理解を深めるために

◎情報の共有（第10条）

情報の取り扱いについて定めています。

◎住民投票（第11条）

住民投票の実施について定めています。

●情報の共有とは

- ・市や議会が何かを行おうとするときには、必要な情報をなるべく早い段階や中間で、市民にわかりやすく知らせる必要があります。
- ・情報は一部の人だけではなく、なるべく多くの関係する人に知らせる必要があります。
- ・また、必要に応じて意見を集めることも大切です。

●情報の保護

- ・災害対策や防犯のために、市や自治会、民生委員に、家族の情報などを提供しておくことも非常事態の際には大事なことです。
- ・ただし、個人的な情報は、悪用されないように大切に扱わなければいけません。

●住民投票

- ・市民の生活に大きな影響のあること(例えば、合併問題、基地や原発の誘致、など)について、住民投票を行うことができます。このときは、市に住民投票を行うように求めることになります。

●住民投票掲載の是非

- ・『住民投票』を自治基本条例に載せることについては、意見が分かれるところです。
- ・「自治基本条例」に定める協働の関係が良好に進めば、情報公開や関連する人達の意思が理解され、『住民投票』という、伝家の宝刀を抜かずに済む、という知見もあります。
- ・みなさんは、どうお考えになりますか？

(情報の共有)

第10条 市民、市及び議会は、まちづくりに必要な情報を共有し、市及び議会は、必要に応じた情報公開とわかりやすい説明をするものとします。また、市民は、まちづくりに必要な情報提供の協力に努めるものとします。

(住民投票)

第11条 市民は、市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、必要に応じて市長に住民投票の実施を請求することができます。

- ・市民と市及び議会は、住民投票が行われた場合は、その結果を尊重します。
- ・住民投票の実施に関して、必要な事項はその都度、条例を定めるものとします。